



平成 27 年 7 月 14 日

＜第 28 回全日本マウンテンバイク選手権大会＞

ドーピング検査について（コミュニケ）

1. 本競技大会は、「日本アンチ・ドーピング規程」（以下、JAPAN Code）ならびに公益財団法人日本自転車競技連盟競技規則集第 23 章ドーピング・コントロール」（JCF 競技規則）に基づき、検査を実施いたします。
2. 検査対象競技者：出走した競技者全員が対象となります。競技途中で失格・棄権となった競技者もドーピング検査の対象に含まれます。
3. 検査対象競技者への通知：以下に指定した掲示場所に検査対象競技者のゼッケン番号を掲示します。あわせてシャペロンによる通知も行います。
4. 掲示場所および掲示のタイミング：検査対象競技者は、以下のタイミングおよび場所で掲示します。ドーピング検査対象者の掲示を確認することなく競技会会場を離れ、ドーピング検査に対応する事ができなかった場合には、アンチ・ドーピング規則違反と判断され、制裁を受けることとなります。

掲示のタイミング

各種目の終了を目処に以下の指定場所へ掲示をします

掲示場所（複数の場所に掲示しています）

- ・ドーピング検査室前（大会本部隣の建物）
- ・フィニッシュ地点付近
- ・メインコミュニケボード

5. 検査実施場所：大会本部隣、建物 ドーピング検査室

ドーピング検査室設置場所案内図を上記掲示場所へ掲示します。

6. ドーピング検査室への出頭：検査対象となった競技者は、検査対象者の掲示確認後可能な限り速やかにかつ競技会終了後 30 分以内に、ドーピング検査室に出頭してください。その際、写真付身分証明書（例：写真付ライダーズライセンス、運転免許証、パスポートなど）を持参してください。

7. ドーピング検査対象者の掲示が掲示のタイミング以降なされていない場合には、ドーピング検査は実施されません。

ドーピング検査対象者の掲示がなされているか否かはメインコミュニケーションボード及び掲示場所にて各自で必ず確認してください。

8. 摂取医薬品リスト提出：受付時（ライセンスコントロール）に受領した摂取医薬品リストは、競技に参加する前に記入し、出走する当日の出走前に大会本部付近指定場所へ提出してください。薬物の使用が無い場合でも“なし”と記入し、提出してください。提出の際は、競技者に連絡のつく連絡先を必ず明記してください。

※摂取医薬品リストの記入は、チームごとに参加するすべての選手名（複数名）を記入してカテゴリー別に提出ください（個人で記入して提出することも可能です）

